

第 35 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 5 月 10 日

第35回農業委員会（総会）

令和5年5月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 報告第12号
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）… | 2件 |
| 第 3 | 報告第13号
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… | 1件 |
| 第 4 | 議 第14号
農地変更届出について（報告）… | 1件 |
| 第 5 | 議 第22号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 7件 |
| 第 6 | 議 第23号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 1件 |
| 第 7 | 議 第24号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 3件 |
| 第 8 | 議 第25号
草津農業振興地域整備計画の変更（除外・編入）につき、意見を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 1件 |
| 第 9 | 議 第26号
草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決… | 1件 |

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	10 番	中島 紀昭
11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美	13 番	中村 好明
14 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

9 番 木下 範明

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要	4 番	中西 真由巳
5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂	7 番	山田 稔幸
8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男	10 番	葛原 孝博

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長 相井 義博 参事 服部 英亜 主任 宇野 耀

農林水産課

課長 田中 昌高 主査 古田 実那

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第35回農業委員会総会を開催いたします。

インフルエンザ、並びにコロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。

5月8日以降、マスク着用を強制することはできませんが、会議の主催者として、任意で、マスクの着用をお願いしたいと考えております。

また、委員会室への再入室にあたっては、アルコール消毒について、ご協力をお願いします。

なお、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

本日、9番 木下範明委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 それでは、農業委員会憲章の唱和を、お願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会長 みなさまご苦勞様でございます。第35回総会にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

この時期田植えの真っ最中ということで、みなさま大変お忙しくされていることと思います。今年は、例年よりも雨の日が多いということで農作業の方が思うように進んでいないというのが現状かと思えます。体調を崩されません様にお気をつけくださいますようお願いいたします。

会長 ただいまから、第35回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これをご了承願います。

会長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号6番 堀井信一委員、議席番号8番 木村幸夫委員以上の兩人を指名いたします。

会長 次、日程第2報告第12号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 個別の説明をさせていただきます前に、全体に関わる説明をさせていただきます。

昨年、農地経営基盤強化促進法等が改正され、本年5年4月1日より施行されました。これに伴いまして、農地法第4条に定める農地の転用に係る許可不要の項目から、「基盤法による農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合」が削除されました。

そのため、今まで市街化区域における農地転用について定められていた、農地法第4条第1項第8号が第7号に、第5条第1項第7号が第6号に、それぞれ条づれが生じたので、4月以降に受理しました、今月の報告分より改正後の号で説明を行いますのでご了承いただくようにお願いします。

それでは、報告第12号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、埼玉県さいたま市に住所を有する届出人がアパート敷地として、届出人が所有する草津二丁目地先の地目田、現況宅地1筆26㎡を転用されようとするものです。

本届出は、顛末案件であり、申請人の父親が農地法の不知から昭和48年に、農地転用を行うことなくアパートを建築され、今日に至ります。

顛末案件であり、造成工事等はありません。

隣接地は宅地・雑種地・道路であり隣地承諾が必要な農地はありません。

番号2番は、笠山一丁目に住所を有する届出人が、宅地、進入路として、届出人が所有する笠山一丁目地先の地目田、現況雑種地1筆217㎡を転用されようとするものです。

本届出は、顛末案件であり、土地の一部が住宅への進入路として利用されてきました。

経過については、おおよそ30年前に国が京滋バイパスの工事を行われた際に、宅地に隣接する農地の一部を進入路として整備されたようです。

しかしながら、当時の記録は残っておらず、不明であるため、本届出を行っていただきました。

残る畑部分については、宅地の一部として屋敷畑に利用されるため、地ならし程度で造成工事等はありません。

隣接地は道路・雑種地・水路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は4月6日付、番号2番は4月14日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第12号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第13号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、3ページでございます。

番号1番は、大津市で不動産業を営む譲受人たる法人が分譲住宅地として、譲渡人3名が各々所有する川原二丁目地先の田5筆計1,210㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路からの接続で道路を新設される計画であり、最大40cm程度の盛土を行われます。

届出地は、隣接地と高低差は生じませんが、北側のボックスカルバートに土圧がかからないように、北側の一部に擁壁を設置されます。

雨水排水は、宅地毎に雨水枡を設置し、新設する道路側溝を通じて、南側の水路へ放流されます。

隣接地は、道路・水路・里道・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は4月7日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第13号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第14号「農地変更届出について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第14号農地変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。

今月の届出は、1件です。議案書は、4ページをご覧ください。

番号1番は、届出人が、本人が所有する南笠町地先の田1筆866㎡のうち300㎡について変更届を提出されました。

なお、農地としての利用であるため分筆登記等はなされません。

畑地として利用される箇所については、15cm程度の耕土を搬入されます。

周囲は、水路・田であり、隣接農地の所有者および耕作者には隣地承諾を得られております。畑へと変更された後は、自家消費用に野菜を栽培される予定であります。

以上1件、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、番号1番は4月25日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

10番 全体の田のうち300㎡だけを畑にということで、分筆はされないようなのですが、場所の特定は地図上ではされないということでしょうか。

事務局 図面上ではどこの部分であるかというのはもらっております。そこが必ず300㎡であるという確定はできないところではあります。今回の届出につきましては、地目変更が目的ではなく、近隣の農業者さんに土を搬入する目的を知らせるために申請をお願いしておるものでございます。位置図はもらっておりますので、管理は事務局の方で行っていく予定であります。

会長 その他、ご意見・ご質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第14号を終わります。

会長 次に、日程第5議第22号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第22号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、7件です。議案書は、5ページ、6ページです。

番号1番は草津三丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、草津町地先の田1筆297㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請人の関係は親子です。

譲渡人が高齢であり、既に耕作工程のほとんどは譲受人が行っていることから、実態に合わせるべく譲受人へ贈与をされるものであります。

作付け計画については、水稻を作付される予定です。

ちなみに、今回の取得により譲受人の耕作農地は、5,748㎡となります。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号2番は、北山田町に住所を有する譲受人が、譲渡人の所有する北山田町地先の地目田、現況畑1筆330㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請人の関係は兄と妹であります。

申請地については、平成20年に譲渡人が相続で申請人の父親から所有権を引き継がれましたが、二か月前に母親がお亡くなりになられ、本申請は母親の遺言によるものであります。

所有者である兄が母親の意思を尊重したため贈与されることになりました。

作付け計画については、野菜を作付される予定です。

ちなみに、今回の取得により譲受人の耕作農地は、13,109㎡となります。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号3番から5番もそれぞれ関連する案件です。

番号3番は、駒井沢町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、駒井沢町地先の田1筆1,305㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、かねてより譲受人が借受けて耕作されており、譲渡人は今後も営農を行う予定もないことから、売買にて権利移動をされることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号4番は、番号3番と同じく、駒井沢町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、駒井沢町地先の田2筆2,680㎡、畑1筆175㎡、総計2,855㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、譲受人の住宅の西側に位置しております。

譲渡人の住居から申請地までは距離があり、年々管理が難しくなっていたことから、今般、申請地近傍に居住している、譲受人に売買にて権利移動をされることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号5番は、番号3番、4番と同じく、駒井沢町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、駒井沢町地先の田2筆計1,186㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、譲受人の住宅の西側に位置しております。

譲渡人は年齢的に耕作を続けるのが困難になっていたことから、今般、申請地近傍に居住している、譲受人に売買にて権利移動をされることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号6番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する下笠町地先の畑1筆630㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請人の関係は兄弟です。

譲受人は、かねてより、申請地を借受け、耕作を行われておりました。

本年の4月から5反要件がなくなったため、今般、実際に耕作を行っている弟さんへ所有権を移転されることになりました。

栽培計画については、今後、露地野菜を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在、申請地を耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号7番は、長束町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する長束町地先の畑2筆70㎡地目田、現況畑1筆97㎡、総計167㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請人の関係は親子です。

申請地は譲受人の住居に隣接しており、住居の存する宅地についても譲渡人から使用貸借で借りられております。

本年の4月から5反要件がなくなったため、今般、宅地、農地ともに所有

権を移転されることになりました。

栽培計画については、今後、露地野菜を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在、申請地を耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請7件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号2番委員をお願いします。

2番 2番推進委員さんと現地確認をまいりました。きちんと田植えの準備をされておられました。周囲は住宅地でありまして、水路も確保されておりますので、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5番 4月4日に5番推進委員さんと現地確認をまいりました。事務局からの説明のとおりでございます。排水面に関しても問題ございませんでした。草刈りをきちんとしていただく様お願いをいたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番から5番までの案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 3月20日に8番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説

明のとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。よろしく
お願いいたします。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号7番委員お願いします。

7番 4月7日に7番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明
のとおりであります。畑ですので大きなトラクターの使用もありませんし、
引き続き野菜の栽培をきちんとしていただけるとのことですので、何の問題
もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号7番の案件につきましては、議席番号10番委員お願いします。

10番 現地確認を行いました。現在もきちんと畑を耕作されておられますし、引
き続きしていただけると思われます。事務局からの説明のとおりであります。
問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方
は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよ
う、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第22号「農地法第3条第1項の規定に
よる申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を
原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第22号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可
をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定いた
しました。

会長 次に、日程第6議第23号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第23号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、7ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、自己用住宅として、新浜町に住所を有する申請人が自ら所有する矢橋町地先の地目田、現況宅地1筆1,345㎡を転用されようとするものです。

申請地は、登記上の町名と住民票の町名が異なっておりますが、同一の住所でございます。また、昭和55年に申請人の父親が住宅を建築した際に、農地法の不知から、農地転用許可を受けずに造成し、建築されたため、今回、経過書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため造成工事等はございません。

隣接地は、道路・宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に老上西小学校、矢橋ふたばこども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、顛末案件であり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、1件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番

3月24日に4番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりであります。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第23号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第23号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第24号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件でございます。議案書は、8ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、西矢倉三丁目地先に住所を有する借受人が露天資材置場として、貸渡人の所有する岡本町地先の田1筆419㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人は、大津市内で上下水工事や造成工事等を行う土木建設事業者の代表取締役であり、湖南地区での事業の拡大に伴い、資材の置き場が必要にな

ってきたため本申請をなされました。

申請地は、西側道路高に合わせるよう、最大50cm程度の盛土を行われます。

周囲は安定勾配（1：1.18）を採用した、法面仕上げで土砂の流出を防止されます。

雨水排水については、北側に向けて敷地勾配をつけ、北側に設置する敷地内水路から、浸透式雨水樹に放流されます。

隣接地は、田・水路・道路であり、田の所有者は申請人であることから隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番について説明いたします。

番号2番は、栗東市に住所を有する借受人が一戸建て専用住宅として、貸渡人の所有する矢橋町地先の田1筆229㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は親子です。

譲受人は現在、アパートにお住まいですが、子供の誕生に伴い住居が手狭になったため、実家近傍の申請地を住宅適地と考え、本申請をなされました。

申請地は一部畑の様相をしており、切土が10cm程度、盛土が最大70cm程度行われます。

土留め工として南側、西側、北側の一部に擁壁を設置されます。

雨水排水については、東側に向けて敷地勾配をつけ、東側水路に放流されます。

隣接地は、田・水路・道路・宅地であり、田の所有者から隣地承諾は得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判

断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番について説明いたします。

番号3番は、岡山県倉敷市で社会福祉法人を運営する譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する長束町地先の地目田、現況雑種地2筆計175㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、申請地の北側でグループホームを運営しており、同敷地内で増築を行うことから、新たに駐車場の確保が必要となっており、敷地南側の隣接する申請地を駐車場の適地と考え、売買交渉され、話がまとまったため、本申請をなされました。

本申請は顛末案件であり、申請地は田としては狭隘で不整形なことから、管理に困った申請人が土を入れ、20年ほど前から今日まで放置されておりました。

顛末案件であり、造成工事等はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番

4月7日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりであります。雨水排水も問題ありません。ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号4番委員お願いします。

4番 3月15日に4番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号10番委員お願いします。

10番 現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。顛末案件でございます。問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第24号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第25号「草津農業振興地域整備計画の変更につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 議第25号草津農業振興地域整備計画の変更について申請内容を説明させていただきます。この変更内容は、農振除外および編入となっております。まず、農振除外とは、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地と呼ばれる区域を白地にすることをいいます。

また、編入とは、除外とは反対に農用地区域外の白地を農用地区域の青地にすることをいいます。

まず、農振除外についてご審議いただきたい内容は、南山田町〇〇〇〇—〇、北山田町〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇—〇でございます。番号1、南山田町〇〇〇〇—〇でございますが、現況は畑で除外する面積は、495㎡のうち495㎡でございます。現在申請者のご家族は、賃貸住宅で暮らしておられますが、両親の老後の介護等を想定すると、近接地に専用住宅を構える必要があると考えておられます。当該地は、父母である申請者の住宅に近く、今後の相互扶助が可能となることから適当であると考えられるため、申請者住宅の近接に分家住宅を建築するものであります。

次に番号2、北山田町〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇—〇でございますが、現況畑で除外する面積は、570㎡のうち330.39㎡でございます。現在申請者のご家族は、北山田町内にある実家で暮らしておられますが手狭となっており、住宅の建築を余儀なくされておられます。両親の老後の介護等、将来を考慮すると、父母宅に近接していることが適当であると管変えられ、当該地に分家住宅を建築するものであります。

農振除外および編入につきましてご審議いただきたい案件は、山寺町・馬場町の一部地域でございます。資料の番号3をご覧ください。3番につきましては、対象の地番、現況地目、変更面積が複数に渡りますので、誠に勝手ながらこの場での読み上げは控えさせていただきますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。地図上におきまして、編入する土地を濃い青色、除外する土地をピンク色で示しております。ご確認いただきますようお願いいたします。

以上で草津農業振興地域整備計画の変更の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

6番 条件さえ整えば、青地から白地へ変更が可能ということでしょうか。

農林水産課 農振法第13条第2項に第1号から第5号までございまして、まずは第1号から第5号にすべて該当する案件かどうかを確認させていただきます。市として整備計画を変更してまで分家住宅を建てる案件を通すかどうかというのは、市町によって対応が異なりますので、まずは基本的に審査要件を満たすものに対して市として審査を進めていくという認識でございます。

会長 その他、ご意見・ご質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第25号「草津農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第25号「草津農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第9議第26号「草津農業振興地域整備計画の変更(用途変更)につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 草津農業振興地域整備計画の変更(用途変更)について申請内容を説明させていただきます。用途変更とは、農業振興地域内の農用地区域いわゆる青地区域と呼ばれる除外とは異なり、青地のままで目的を田から農業用倉庫などを建てるための農業用施設用地へ変更するといったいわゆる軽微変更と呼ばれるものです。資料をご覧ください。今回軽微変更する土地の所在は、長束町530で現況は田となっております。変更面積は、2,806㎡のうち180㎡となっております。申請者は、守山市横江町に田と農業用倉庫を所有しておられますが、開発工事区域内に編入されることから、守山市の農業用倉庫を取り壊し、移転先として長束町〇〇〇の一部を農業用施設用地として用途区分の変更を行うものでございます。

以上で草津農業振興地域整備計画の変更(用途変更)の説明を終わらせて

いただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第26号「草津農業振興地域整備計画の変更(用途変更)につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第26号「草津農業振興地域整備計画の変更(用途変更)につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時39分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年5月10日

会 長 中野 隆史 _____

署名委員 堀井 信一 _____

署名委員 木村 幸夫 _____